

令和4年度第3回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 6月9日(木) 午後1時30分から午後3時21分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (21名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修一
〃			〃	15番	上田	壽一
〃	3番	河毛早苗	〃			
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川	重雄
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤	利一
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森	潔
〃	9番	猪口実	〃			
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田	和廣
〃	11番	中村精	〃	22番	石谷	隆
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤	修
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永	正司

4. 欠席委員 (3名)

委員	2番	村田幸範	委員	16番	藏内敏博
委員	20番	香川恵			

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：15名)

邑美	有本知勝	邑美	竹内七郎
せんだい	森尾一由	せんだい	川口賢司
高草	前田洋	湖南	木浪哲夫
国府町	山本良文	福部町	谷口泰彦
河原町	徳田寿秋	気高町	角田完
気高町	田中清晴	気高町	浜辺信康
鹿野町	谷口和人	青谷町	伊藤茂
青谷町	大石剛史		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	15号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	16号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	17号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	18号	鳥取農業振興地域整備計画の変更について
議案第	19号	非農地証明について
議案第	20号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	21号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について

- (5) 農地の形状変更届出書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任 小出主事

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第3回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省略します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は、議席番号2番の村田委員、16番の藏内委員、 20番の香川委員から欠席の報告がありました。24名中21名の出席であり、農業委 員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告しま す。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に 議長として進行をお願いします。
議 長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号1番 安東委員、24番 岩永委員にお願いしま す。
議 長	それでは、議事に入ります。議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請につい て」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	整理番号13番から整理番号16番までの計4件あり、すべて売買による所有権移転 となっています。整理番号13は吉岡温泉町で売買による所有権移転、整理番号14は 国府町中郷で売買による所有権移転、整理番号15は国府町栃本で売買による所有権移 転、整理番号16は馬場で売買による所有権移転となっております。 譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりです。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることができない事項に該当しな いため、許可要件を満たしていると考えられます。
議 長	整理番号13番を審議します。担当推進委員、木浪委員の報告をお願いします。
木 浪 委 員	5月30日、福田農業委員と現地確認を行いました。 譲受人の方は、元団体の営農指導員をやっておられた方で非常に農業には熱心な方だ と感じました。畑が104㎡という小さい面積ですが、住所地から吉岡まで距離があり ますが、畑の隣に家もありまして、そこに管理機やなんかも置いてありました。そうい うことで来た時に耕作出来るという風に考えております。 チェックシートに基づきまして、チェックしましたが何の問題もありません。
議 長	引き続き、農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	補足をしますと、吉岡温泉のちょっと上に双六原という所がありまして、そこに2, 200㎡程水田を借りて米を作ってトラクターも持っておられますので、農地を持つと いうことが認められると考えております。
議 長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	無いようですので採決に移ります。 整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。整理番号14番を審議します。担当推進委員は欠席ですので、担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田(準)委員		担当推進委員は欠席ですし、農業委員の藏内委員も欠席ですので、代わりに私の方が報告させていただきます。 6月2日に藏内委員と私、小林推進委員と事務局で現地を確認しました。 譲受人は父と合わせると、多分50ヘクタールを超える面積を作っておられます。そういう状況の人ですので、耕作上の問題は全くありません。今回の件は、譲渡人の方が、お願いをして買っていただくということになったようです。 今年は既に植え付けてありましたので、耕作のことについては問題なく進むということでご理解いただきたいと思います。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号14番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号15番を審議します。担当推進委員、山本委員の報告をお願いします。
山本(良)委員		譲受人、譲渡人は元栃本の方であります。譲渡人の年が90歳でもう作れないということで、譲受人へお願いしたということです。現在、田の方は譲受人が作っておられ、畑もちゃんと管理されていますので、よろしくをお願いします。
議	長	引き続き、農業委員、山田委員の報告をお願いします。
山田(準)委員		現在、畑の方は耕作されておられなくて、草が生えている所もありますが、売買を機に譲受人が作られると確認させていただきました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号16番を審議します。担当推進委員、竹内委員の報告をお願いします。
竹内委員		6月2日に下田農業委員、事務局と私で現地確認しました。 譲渡人から譲受人の贈与の許可申請です。譲受人は自作地13,000㎡と借受地40,000㎡の耕作をしており、大型農業施設を持ったこの地域でも大きな農業従事者で、この申請地を有効に耕作することができます。チェックシートで確認し農地行政上も支障がないと認められ、承認することに問題はないと考えます。
議	長	引き続き、農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下田委員		今回の件は、承認することに問題はないと判断しました。

議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号3番の1件です。申請地は気高町八束水、転用目的としては墓地となっています。農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。
議	長	整理番号3番を審議します。担当推進委員、浜辺委員の報告をお願いします。
浜辺委員		自己所有地の一面に5㎡の墓地を作りたいとのこと。隣は空き家で支障ありません。現在の墓は遠くにあり、墓を近くにしたいということでした。
議	長	引き続き、農業委員 中村(精)委員の報告をお願いします
中村(精)委員		今回の件は、問題はないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第17号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号は11番から16番の全部で6件となっています。 整理番号11番、申請地は津ノ井、転用目的は資材置場、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号12番、申請地は気高町新町二丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号13番、申請地は気高町北浜三丁目、転用目的は住宅建築、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可です。 整理番号14番、申請地は気高町上原、転用目的は住宅建築、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続です。 整理番号15番、申請地は鹿野町岡木、転用目的は駐車場、農地区分は第1種農地、許可根拠は主として1種以外の土地の使用です 整理番号16番、申請地は気高町上原、転用目的は駐車場、農地区分は第2種農地、許可根拠は集落接続となっています。
議	長	それでは、整理番号11番を審議します。担当推進委員、有本委員の報告をお願いします。

有本委員	この場所は工場等が建築されている場所です。譲受人の会社は、長い間水道工事等の事業を行っており、隣に細長い畑があって、畑の上手は一般住宅が建っている立地となっております。730 m ² のうち手前の一部 156 m ² を資材置場として売ってもらい利用するものです。周りは工場等で大きな用水路があるわけでもなく、近隣に迷惑がかかることはありません。
議長	引き続き、農業委員 下田委員の報告をお願いします。
下田委員	転用による周辺農地への影響は無いと判断しており、許可は妥当と判断しております。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 1 1 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号 1 2 番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員	6月3日、中村(精)農業委員、浜辺推進委員と事務局、私の4人で現地確認を行いました。現地は休耕地となっております。ここに住宅を建築します。雨水は歩道の側溝に、汚水は公共下水道に流します。周辺の状況は、北側、南側、東側には住宅が建っており宅地となっております。西側は県道です。接する農地はありません。申請地は土地区画整理事業を行った土地であり、問題ないと考えます。
議長	引き続き、農業委員 中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員	問題の無い土地です。
議長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号 1 2 番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号 1 3 番を審議します。担当推進委員、田中(清)委員の報告をお願いします。
田中(清)委員	6月3日、中村(精)農業委員、浜辺推進委員と事務局、私の4人で現地確認を行いました。申請地には野菜等が植えてありました。ここに平屋建ての住宅を建てるということです。雨水は道路の側溝に、汚水は公共下水道に流します。西側、北側は市道となっております。東側は宅地、南側は半分が宅地で半分が畑地で野菜等が植えてありましたが、その境界には擁壁があり南側が1mほど高くなっています。申請地は土地区画整理事業を行った土地であり、問題ないと考えます。
議長	引き続き、農業委員 中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員	報告のとおりです。

議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号13番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号14番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角田委員		先ほど同じように中村委員等と現地確認を行いました。親の家の横に親が所有している土地に子どもが住宅を建てたものです。道路脇に水路がありましたが、払い下げを受けることになっていますし、農業用水路については問題の無いところであります。
議	長	引き続き、農業委員 中村(精)委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		報告のとおりです。用水路にはかからないように建築することです。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号14番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号15番を審議します。担当推進委員、谷口(和)委員の報告をお願いします。
谷口(和)委員		6月3日に砂川農業委員と現地確認を行いました。南側に高圧電線の鉄塔があり、住宅には無理だけど駐車場なら良いと思います。周辺の水路関係も問題ありませんので、よろしく願いいたします。
議	長	引き続き、農業委員 砂川委員の報告をお願いします。
砂川委員		報告のとおり、全く問題の無い土地だと思いますので、よろしく願いいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号15番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号16番を審議します。担当推進委員、角田委員の報告をお願いします。
角田委員		譲受人の家と作業小屋で空地が無く、隣に数十年使っていない畑があり、譲受けて利用したいということでの申請です。現地は宅地みたいなもので何ら支障がないものと考えます。
議	長	引き続き、農業委員 中村(精)委員の報告をお願いします。

中村(精)委員		報告のとおりです。耕作不適當な土地でありますので、よろしく願ひいたします。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので採決に移ります。 整理番号16番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第18号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		今日は担当課であります、農政企画課から説明をしていただきます。
農政企画課		概ね5年ごとに基礎調査を行い、その結果、変更が生じた場合に見直しを行っております。前回の基礎調査が平成28年度で5年が経過したことから、昨年5月から基礎調査を行い、その結果に基づき見直しを行っております。その見直しの中で、昨年11月に全体見直しにかかる説明会をさせていただきました。その中でご意見等いただきありがとうございました。今回の見直しでは、道路の拡幅等で分筆されたところの修正、荒廃農地、すでに農振除外されている残地、大きいところでは鳥取市三津地区の農地を農振除外する予定としております。全体で11haほど除外する予定としております。今後のスケジュールは、現在、関係機関に事前協議をしているところで、回答が返ってくるのが6月下旬としており、すぐに中間告示と1か月半の異議申し立て期間としております。それが終わり次第、県に本協議となり、9月下旬に完了告示となる予定としております。ご意見等があれば17日までに農業委員会事務局に報告していただき、農業委員会として回答していただきますようお願いいたします。 昨年5月から今年の5月まで、通常の農振除外、編入に手続きを止めていましたが、5月から個別の受付を再開しております。
議	長	変更についての意見を求めるということですが、回答は農業委員会でまとめて回答するのですが、意見のある方はいますか。
佐々木委員		三津が出ていますが、地元地区の委員としては、現地はまだ畑に復元していない。復元をお願いしているが、その回答は。
農政企画課		三津地区については、湖東大浜土地改良区と地権者から要望があったので農振除外する予定としております。今いただいた意見を確認させていただきます。
佐々木委員		いつ回答をいただけるか。去年、復元してくださいと言っているのにまだされていない。砂利採取後で窪地になっている。地元にも言っている。
農政企画課		農業委員会として、意見をいただけたらと思います。いただいた意見に回答する。
議	長	今、いただいた意見は、農業委員会として取りまとめをした上で、回答を求めたいと思います。 17日までとなっておりますので、ご意見があれば事務局へお願いします。
議	長	他にありませんか。 (意見なし)

議	長	議案第18号「鳥取農業振興地域整備計画の変更について」は、終了します。引き続き議案第19号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局		整理番号41番から51番までの全部で11件となります。今回、市街化区域はありません。申請地、申請者、事由、現況につきましては議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号41番、42番、43番を一括で審議します。担当推進委員、谷口（泰）委員の報告をお願いします。
谷口(泰)委員		6月6日に平林推進委員と事務局の3名で現地確認しました。お三方の農地は隣接している農地になっております。県道から奥まったところにある農地で農道もなく他の方の農地を通らないといけない場所にあります。水路も水が取れない状況で20年以上放置している状態です。今では雑木が生えておりますので、非農地とすることはやむを得ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号41番、42番、43番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号44番を審議します。担当推進委員は欠席ですので、農業委員の猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		図面にもありますように、農道も途中までしかなく、農地を使っていないので草が繁茂している状況です。以前は果樹園をしていましたが、斜面がきつく今は竹林になっており、水も取れない状況なので、農地復元は不可能な場所になりますので、非農地証明が適当ではないかと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号44番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号45番を審議します。担当推進委員、前田委員の報告をお願いします。
前田委員		6月2日に依藤農業委員と事務局、申請者の方と4名で現地確認しました。昭和26年頃から建物用地となっております。農地法施行以前の状況ですので、問題ないと判断しました。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)

議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号45番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。 整理番号46番を審議します。担当推進委員、森尾委員の報告をお願いします。
森尾委員		6月6日に建部農業委員と事務局の3名で現地確認しました。この場所は進入路も管理されてない場所で、今回は進入路の草刈りがしてあったので行けましたが、周辺の農地の所有者は高齢者ばかりで、水路の管理もされず、耕作放棄された場所になります。チェックシートに基づいて問題ないと判断しました。
議	長	建部委員、何かございますか。
建部委員		森尾推進委員の発言の通りですので、ありません。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号46番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。 整理番号47番を審議します。担当推進委員、徳田委員の報告をお願いします。
徳田委員		6月3日に岩永農業委員と事務局の3名で現地確認しました。20年以上田として利用されてなく、駐車場や資材置場になっております。田にするにも水路から水も取れない状況ですので、田に戻すことは非常に困難であり、非農地とすることはやむを得ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号47番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号48番を審議します。担当推進委員、大石委員の報告をお願いします。
大石委員		6月3日に農業委員と事務局の3名で現地確認しました。現地は竹が生えており、20年以上前から耕作しておらず、チェックリストに照らし合わせても何ら問題がないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号48番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号49番を審議します。担当推進委員、川口委員の報告をお願いします。
川口委員		6月3日に農業委員と事務局の3名で現地確認しました。20年以上前から耕作しておらず、現状は原野になっております。チェックシートに基づいて問題ないと判断しました。
議	長	引き続き、上田委員、何かございますか。
上田委員		推進委員が報告しました通りです。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号49番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号50番を審議します。担当推進委員、伊藤委員の報告をお願いします。
伊藤委員		6月7日に農業委員と事務局の3名で現地確認しました。現地は50年以上前から自宅の進入路の一部になっておりますので、非農地証明で問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号50番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号51番を審議します。担当推進委員、川口委員の報告をお願いします。
川口委員		6月3日に農業委員と事務局の3名で現地確認しました。この場所は隣接している宅地と一体として使用しており、農地に戻すことは非常に困難であり、非農地とすることはやむを得ないと判断しました。
議	長	引き続き、上田委員、報告をお願いします。
上田委員		チェックシートに照らし合わせても、何ら問題はないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 整理番号51番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第19号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第20号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事

		務局の説明をお願いします。
事	務	別紙となっている農用地利用集積計画をご覧ください。利用権を設定しようとするものが新規22件、更新19件、計41件となっております。面積は田が125,909㎡、畑が16,293㎡、計142,202㎡となっております。権利種別の内訳は、賃借権が20件、使用貸借による権利が21件となっております。
		農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	議案第20号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第20号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第21号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	別紙の農用地利用配分計画案をご覧ください。今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し農業者等に配分する農地の面積は、田が92,600㎡、畑が1,935㎡、総計94,535㎡となっております。
		権利種別の内訳は、賃借権36件、使用貸借による権利が14件の合計50件となっております。
		農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。
議	長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に移ります。 議案第21号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。
		報告事項 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地の形状変更届出書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第3回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。
		閉会 午後3時21分

